

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大泉町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県大泉町長

## 公表日

令和5年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法等の規定に基づき、被保険者に係る要支援・要介護認定、資格管理、保険給付等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者の資格情報管理            ②給付に係る認定情報の確認            ③給付情報の管理            ④保険者事務共同処理業務            ※④保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託して事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時は、訂正連絡票)を提供している。            (マイナポータルのサービス検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。)</p>
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名ファイル 宛名履歴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の68の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	高齢介護課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	高齢介護課 〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田2465番地 電話0276-62-2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、95の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95、117、120の項	事後	
平成28年10月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保介護課長 青木 宜尚	国保介護課長 岩瀬 和重	事後	
平成29年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保介護課長 岩瀬 和重	国保介護課長 長谷川 久仁子	事後	
平成29年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に基づき、被保険者に係る要支援・要介護認定、資格管理、保険給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格情報管理 ②給付に係る認定情報の確認 ③給付情報の管理	介護保険法等の規定に基づき、被保険者に係る要支援・要介護認定、資格管理、保険給付等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格情報管理 ②給付に係る認定情報の確認 ③給付情報の管理 ※④保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託して事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時は、訂正連絡票)を提供している。	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長	健康推進部 国保介護課 国保介護課長 長谷川 久仁子	健康福祉部 高齢介護課 高齢介護課長 宮永 和枝	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	国保介護課 電話0276-55-2632	高齢介護課 電話0276-62-2121	事後	
平成30年5月18日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	国保介護課 電話0276-55-2632	高齢介護課 電話0276-62-2121	事後	
平成30年5月18日	II しいき値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年6月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95、117、120の項	1. 番号法第19条第7号 別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、88、90、94、95、97、106、109、117、120の項	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢介護課長 宮永 和枝	高齢介護課長	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		追記	事後	
令和2年9月24日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第20条	1. 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	事後	
令和2年9月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年9月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	1. 番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月8日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	事前	
令和5年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①被保険者の資格情報管理 ②給付に係る認定情報の確認 ③給付情報の管理 ④保険者事務共同処理業務 ※④保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託して事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時は、訂正連絡票)を提供している。	①被保険者の資格情報管理 ②給付に係る認定情報の確認 ③給付情報の管理 ④保険者事務共同処理業務 ※④保険者事務共同処理業務については、国民健康保険団体連合会に委託して事務を実施しており、国民健康保険団体連合会が当該事務を実施するに当たって、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時は、訂正連絡票)を提供している。 (マイナポータルサービスの検査・電子申請機能での受領及びお知らせ機能での通知を含む。)	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	1. 番号法第19条第8号、別表第二、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 【別表第2における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、108、109、117、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 93、94の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供の根拠】 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第46条、第47条	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	
令和5年8月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	